

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

社会が豊かになり便利になるにつれ、食に関わる状況は大きく変わってきました。

経済が発展し、世界中の流通が可能になるにつれ「利便性」や「効率性」が追求され、いつでもどこでも食べたいものが食べられる便利で豊かな社会になりました。

一方、好きなものを好きなように食べられるようになった結果、食べ過ぎや栄養バランスの偏りによる肥満や生活習慣病の増加や夜遅くまで活動することで若い世代の朝食欠食などが問題になっています。

子どもたちは、偏食や孤食、中身の貧しい食事や間食のとり過ぎなど、心身ともに健全に成長する基盤である食が揺らいでいる現状があります。

また、豊かになった一方、地域の知恵の詰まった食文化の影響は薄れ、食料の自給率は国内では4割を切り、海外から食べ物をたくさん輸入しながら平気で残し捨てるなどの問題も生じています。

BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザなどの発生が伝えられ、さらに食品メーカーの衛生管理や品質情報の不正が次々明るみに出るなど、食の安全に対する信頼が大きく揺らいでいる現状があります。

このような状況を改善するために平成17年6月、食育基本法が制定されました。これに基づき食育に関する施策を推進するため、18年3月には国の食育基本計画が策定され、地域の特性を生かしながら自主的な施策をすすめ、食育を推進していくことが求められています。

「食育」とは

生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

（食育基本法前文より）

### 2 計画の目的

木曽町は、古くから中山道の宿場町として発展した地域と、木曽川から御嶽山の山腹まで連なる地域を併せ持った、県下一面積の広い豊かな自然環境と起伏に富んだ風光明媚な町として知られています。そのため、独自に発達した食文化が色濃く個々の生活の中に息づき、また、独特な農産物の生産地でもあります。

食育に関しては、これまでも健康づくりや食文化の継承、食糧生産、地域での食に関する情報伝達などいろいろな分野で取組まれ、さまざまな活動が展開されてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化、農業従事者の減少による農業経営の変化などにより食をめぐるさまざまな問題や矛盾が生じています。

このため、健康や子どもの教育育成、福祉関係、農業生産や販売、文化継承機関や食に関するボランティアなど食に関わる分野が一層連携を強くし、木曽町の特性を大切にしながら食育を推進することが必要です。

木曽町は、この地で生活する皆さんが、生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育み、食を大切にする町づくりを進めるため「木曽町食育推進計画」を策定し、食育を積極的に進めていきます。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく木曽町における食育基本計画として位置づけます。

上位計画である「木曽町総合計画」や関係する計画と整合性を図るとともに木曽町の食育の方向性を定め、具体的に推進、実施するための基本とします。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度までの 5 年間とします。

なお、期間中に状況に変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

「食育基本法」平成 17 年 6 月成立、食育の取組みの方向を示している  
第 18 条第 1 項 市町村は、食育基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。